**新型コロナウイルス感染症拡大で影響を受けた中小企業者に対する中小企業振興資金の利子補給を行います**

蔵王町では、新型コロナウイルス感染症拡大により事業活動に影響を受け、経営安定のために必要とする蔵王町中小企業振興資金を利用した中小企業者に対し利子補給を行います。

❏**対象者**

　①蔵王町に本社又は主たる事業所を有し、利子補給金交付対象融資を受けた中小企

業者で町税等に未納のない方。

②最近１ヶ月の売上高が前年同月期の売上高に対して１０％以上減少した方。

❏**利子補給金交付対象融資**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 蔵王町中小企業振興資金 |
| 融資限度額 | 1,000万円 |
| 償還期間 | 運転資金　7年　　設備資金10年 |
| 利率 | 1.50% |
| 交付対象者 | 最近１ヶ月の売上高が前年同月期の売上高に対して10％以上減少して、商工会による認定を受けた方 |
| 対象となる融資実行期間 | 令和2年2月1日から令和2年9月30日まで |
| 利子補給金交付対象期間 | 借入日から7年後の応当月の約定日まで |
| 融資問合せ先 | 蔵王町農林観光課　　電話：0224-33-2215 |

❏**利子補給金の額**

・毎年１月～１２月に金融機関に支払った利子の全額（延滞利子の額を除く）。

ただし、償還の遅延等により償還計画の年次を超えた場合の当該償還金に係る利

子については、交付対象外となります。

❏**利子補給金交付申請期限**

・翌年の１月末日までに利子補給金交付申請書に必要書類を添付し、商工会を経由

して町農林観光課に申請してください。

❏**利子補給金交付申請手続きの流れ**

蔵王町中小企業振興資金

　　　　　　　　　　　　　　　　　　①利子補給金交付対象認定申請

**商工会**

**中小企業者**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　②認定

⑥利子補給金の交付決定　⑤利子補給金の　　　　　③融資申し込み

　　　　　　　　　　　　　交付申請・請求

⑦利子補給金の振込　　　（商工会経由）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　④融資実行

**蔵王町農林観光課**

**金融機関**

❏**問合せ　蔵王町農林観光課　　☎０２２４－３３－２２１５**